

鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第32号）新旧対照表 第45条関係

改正後					改正前				
○鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例 平成12年6月13日 鳥取市条例第32号					○鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例 平成12年6月13日 鳥取市条例第32号				
第1条～第21条（略） 別表第1（第17条関係） 鳥取市武道館利用料金					第1条～第21条（略） 別表第1（第17条関係） 鳥取市武道館利用料金				
		区分		利用料金			区分		利用料金
柔剣道場	専用 利用	全面	一般	1時間につき1,400円	柔剣道場	専用 利用	全面	一般	1時間につき1,350円
			小学生、中学生、 高齢者	1時間につき700円				小学生、中学生、 高齢者	1時間につき670円
			障害者等	無料					障害者等
		半面	一般	1時間につき700円	半面		一般		1時間につき670円
			小学生、中学生、 高齢者	1時間につき350円			小学生、中学生、 高齢者	1時間につき330円	
			障害者等	無料				障害者等	無料
		4分の 1面	一般	1時間につき350円	4分の 1面			一般	1時間につき330円
			小学生、中学生、 高齢者	1時間につき170円			小学生、中学生、 高齢者	1時間につき160円	
			障害者等	無料				障害者等	無料
	個人	一般	1回につき150円	個人	一般	1回につき150円			

	利用		回数券（11回分）1,500円
			1月につき1,600円
		小学生、中学生、高齢者	1回につき70円
			回数券（11回分）700円
			1月につき800円
	障害者等		無料
補助道場	専用	一般	1時間につき420円
	利用	小学生、中学生、高齢者	1時間につき210円
		障害者等	無料
個人利用	一般		1回につき150円
			回数券（11回分）1,500円
			1月につき1,600円
	小学生、中学生、高齢者		1回につき70円
			回数券（11回分）700円
			1月につき800円
障害者等		無料	
会議室		午前9時～午後5時	1時間につき150円
		午後5時～午後10時	1時間につき300円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 柔剣道場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円、4分の1面利用の場合にあっては60円で計算して得た額とする。			
3 会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額			

	利用		回数券（11回分）1,500円
			1月につき1,600円
		小学生、中学生、高齢者	1回につき70円
			回数券（11回分）700円
			1月につき800円
	障害者等		無料
補助道場	専用	一般	1時間につき420円
	利用	小学生、中学生、高齢者	1時間につき210円
		障害者等	無料
個人利用	一般		1回につき150円
			回数券（11回分）1,500円
			1月につき1,600円
	小学生、中学生、高齢者		1回につき70円
			回数券（11回分）700円
			1月につき800円
障害者等		無料	
会議室		午前9時～午後5時	1時間につき150円
		午後5時～午後10時	1時間につき300円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 柔剣道場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては270円、半面利用の場合にあっては130円、4分の1面利用の場合にあっては60円で計算して得た額とする。			
3 会議室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額			

(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で柔剣道場又は補助道場を利用する場合は、無料とする。

別表第2及び別表第3(略)

(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 5 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 6 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で柔剣道場又は補助道場を利用する場合は、無料とする。

別表第2及び別表第3(略)